

**諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の基礎資料等
作成業務公募型プロポーザル方式実施公告**

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（最終改正：令和3年3月31日2契検第133号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年5月17日

水大気環境課長

1 業務名

令和3年度諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の基礎資料等作成業務

2 業務の概要

2-1 諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の基礎資料作成業務

2-1-1 業務の目的

諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）の類型指定を行うための実地調査、文献調査等を行い、長野県環境審議会で諏訪湖の類型指定を検討するにあたっての基礎資料を作成する。

2-1-2 業務内容

(1) 保全対象種の観点に関する調査

ア 保全対象種の検討のための情報収集

諏訪湖における保全対象種の検討に当たり、水生生物の生息環境について、既存資料及び文献等を用いて情報を収集、整理する。

イ 水生生物の生息状況等の把握

諏訪湖において生息、再生産をしている水生生物の状況を把握するため、既存資料、文献、必要に応じ諏訪湖流域の関係者、県関係機関の職員並びに諏訪湖の水環境及び生態系に詳しい有識者等にヒアリングを実施することにより、幅広く水生生物の生息状況を把握する。

ウ 保全対象種の設定

諏訪湖の類型指定の検討に当たり、保全対象種の設定のための生態特性を持つ種を底層溶存酸素量の低下の影響を受ける可能性のある種（検討対象種）として抽出し、その中から保全対象種を選定する。

エ 保全対象種における底層溶存酸素量の種別目標値の設定

上記ウで設定した保全対象種に対して、生息及び再生産のために必要な底層溶存酸素量の種別の目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（答申）」（平成27年（2015年）12月。中央環境審議会）に記載されている生息段階、若しくは再生産段階の貧酸素耐性評価値に基づき目標値とする。評価値が得られていない保全対象種は可能な限り科学的知見に基づいて種別目標値を設定する。

オ 保全対象種の生息域及び再生産の場の設定並びに保全対象範囲の重ね合わせ
上記ア～エにより、保全対象種に生態特性と水域の特性を踏まえ、生息域及び再生産の場の可能性のある水域を設定する。

(2) 水域特性の観点に関する調査

ア 水域特性の検討のための情報整理

類型指定案の検討に当たり、水生生物の生息環境、対象水域の利用状況等を把握するため、諏訪湖について、水質・底質の状況に関する情報、水域の構造等に関する情報、水域の利用状況等について、既存資料及び文献、必要に応じて諏訪湖に詳しい有識者等へヒアリングを行い情報を整理する。

イ 類型指定の検討

上記ア及び諏訪湖で類型指定する際に考慮すべき事項について整理した上で、類型指定を設定する。

(3) 検討委員会の開催

諏訪湖の類型指定を検討する際、検討結果の妥当性を評価するために、発注者と協議の上、以下のとおり検討委員会を設置、開催するものとする。

ア 検討委員会の設置

検討委員は水環境等に関する研究者、漁業関係者、学識者、自治体職員等とする。想定している委員は別記のとおりであり具体的な委員の選定は発注者と協議の上決定する。

イ 検討委員会の開催

検討委員会は諏訪市内（予定）において、2回程度開催するものとする。

検討委員会の日程調整、会場確保、開催案内、会場の設置・撤去等必要な手続きは委託者が行い、資料の準備及び説明は受託者が行うものとする。

2-2 県内湖沼類型指定見直し検討業務

2-2-1 業務の目的

県内に存する湖沼（国が指定する味噌川ダムを除く。）に係る類型指定に関し、当初の水域類型指定以降の水質及び利水状況等の変化を考慮し、当該水域の現在の利水目的等に照らして不整合が生じている湖沼については、適切な類型に見直しを行う。

2-2-2 業務内容

(1) 以下の項目について県内 14 湖沼の類型見直しのための情報の収集・整理を行い、その結果を踏まえ類型指定見直しの必要性の検討を行う。ただし、⑦の T-N 水質予測及び T-P 水質予測は、青木湖、中綱湖及び木崎湖のみとする。

- ① 湖の概要
- ② 湖の貯水状況
- ③ 環境基準の類型指定状況
- ④ 水質の状況
- ⑤ 利用目的と利水状況
- ⑥ 水質汚濁負荷量の算定について
- ⑦ 将来水質（COD 水質予測、T-N 水質予測、T-P 水質予測）
- ⑧ 類型見直し案の作成

(2) 長野県環境審議会へ諮るための資料作成

上記(1)の検討結果を踏まえ、2 回程度開催される予定（想定）の長野県環境審議会へ諮るための資料を作成するものとする。

(3) その他付帯事業

(1)の検討による類型指定の見直しの結果、環境省に協議を必要とする事項が発生した場合には、協議する内容を整理した上で、その協議資料を作成するものとする。

3 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※仕様書（案）の委託業務内容は公告時点の予定であり、提案内容等を踏まえて契約当事者間の協議の中で変更する可能性があります。契約締結後の仕様変更については、その都度、委託者から協議することとします。

4 企画提案を求める具体的内容

以下の項目について企画提案を求める。

(1) 業務内容

ア 保全対象種の観点に関する調査

- ・保全対象種の検討のための情報収集
- ・水生生物の生息状況等の把握
- ・保全対象種の設定
- ・保全対象種における底層溶存酸素量の種別目標値の設定
- ・保全対象種の生息域及び再生産の場の設定並びに保全対象範囲の重ね合わせ

イ 水域特性の観点に関する調査

- ・水域特性の検討のための情報整理
 - ・水域特性からみた類型指定の検討に当たって考慮すべき事項
- (2) 業務の実施計画及びスケジュール
 - (3) 業務の実施体制
 - (4) 業務に要する経費及びその内訳

5 業務の実施場所

長野県

6 履行期間又は履行期限

契約の日から令和4年（2022年）3月30日（水）まで

7 費用の上限額

16,841,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

8 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の「企画提案書の提出」から第31の「契約」までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (7) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (8) 管理技術者として次のいずれかの技術者を配置できること。
 - ・技術士 建設部門（建設環境）

- ・技術士 衛生工学部門
- ・技術士 水産部門（水産水域環境）
- ・技術士 環境部門

(9) 公告開始日から過去5年以内に、国又は地方公共団体が発注した湖沼の溶存酸素量又は水生生物に係る調査又は解析業務の実績を有すること。

9 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（下記(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書及び参加要件具備説明書類総括書の作成様式
様式第3号及び様式第3号の附表による。

(2) 誓約書の作成様式
様式第5号による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

国又は地方公共団体が発注した湖沼の溶存酸素量又は水生生物に係る調査又は解析業務の実績（公告開始日から過去5年以内のものに限る。）については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問合せ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県環境部水大気環境課水質保全係 担当 飯島 庸平
電話	026-235-7162（直通）
FAX	026-235-7366
E-mail	mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限

令和3年（2021年）5月28日（金）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

*長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

② 提出先

上記(4)に同じ。

③ 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県環境部水大気環境課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で上記(4)の担当者に確認

をしてください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）企画提案書の提出期限（下記 12(4) ①）の 3 日前までに、書面により水大気環境課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により水大気環境課長に対して非該当理由について説明を求められます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 上記(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

10 説明会

説明会は開催しません。

11 本業務に関し不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所

上記 9 (4) に同じ。

(2) 受付期限

令和 3 年 (2021 年) 6 月 14 日 (月) 午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(3) 受付方法

業務等質問書（様式第 6 号）を電子メールにより提出するものとします。

(4) 回答方法

水大気環境課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和 3 年 (2021 年) 6 月 18 日 (金) までに長野県公式ホームページで公表します。

企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とし、質問者に対しては電子メ

ール等により回答します。

12 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画提案資料の作成様式

任意様式（原則として用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。図面等大きなものはA4サイズに折り込んでください。）とする。

企画提案資料は、別添仕様書（案）に示す内容を反映させるとともに、下記(5)の選定基準を参考にしてください。また、企画提案資料には、見積書（様式第14号）を添付してください。

(3) 企画提案書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は上記7に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限

令和3年（2021年）6月21日（月）午後5時（必着）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）

② 提出先

上記9(4)に同じ。

③ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

④ 提出方法

持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県環境部水大気環境課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で上記9(4)の担当者に確認をしてください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の基礎資料等作成業務提案評価会議（以下「評価会議」という。）が、別添仕様書（案）の考え方を前提に、別添諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の基礎資料等作成業務審査要領の基準に示す観点から選定します。

(6) 企画提案の選定の方法

① 企画提案書の選定に当たっては、評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。なお、プレゼンテーションを欠席した場合はプロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

② 評価会議の構成員により各評価項目を5段階の点数で審査し、構成員全員の評価

点の合計点が最も高い提案者を委託契約候補者として選定します。ただし、評価点の合計が満点の6割に満たない場合、委託契約候補者は選定しません。

- ③ 審査の結果、評価点の合計が最も高い者が同点で2者以上いる場合、評価会議で協議し委託契約候補者と次点者を選定します。
- ④ プレゼンテーションの開催について

ア 開催日時

令和3年(2021年)6月25日(金) 午後1時30分から(予定)

※プレゼンテーション参加者が多数の場合は、午前中から開催する場合があります。

イ 開催場所

長野県庁議会棟 501号会議室

ウ 所要時間

プレゼンテーション約30分、評価会議構成員による質疑応答約20分

エ 注意事項

パワーポイントを用いてプレゼンテーションする場合は事前にお知らせください。プロジェクター及びスクリーンは当方で用意しますが、パソコン等は当日ご持参ください。また、動画等を上映しても構いませんが、マイク以外の音響設備(スピーカー等)はご持参ください。

(注) 上記④において、一堂に介してプレゼンテーションを行うことを予定していますが、今般のコロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、会議室でのプレゼンテーションに替えて、Web会議等で実施する可能性もあります。
詳細につきましては、後日、参加申込者に通知等しますので、あらかじめご承知おきください。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により水大気環境課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により水大気環境課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、水大気環境課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① 上記(7)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により水大気環境課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所

上記9(4)に同じ。

イ 受付時間

上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

13 契約書案

別添契約書(案)のとおり

14 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第14号)により水大気環境課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、14(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届(任意様式)を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

15 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、水大気環境課において閲覧に供します。

16 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口
上記9(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務は、仕様書(案)及び委託契約候補者の企画提案書が基本となりますが、最終的には県と委託契約候補者との協議により決定します。